

## 令和4年第8回農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年8月8日（月）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本館4階北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職
東部地区	古市	京谷理史	○			会長
		古澤義夫	○			
		松永年實	○			
				森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	×			副会長
		三田茂明	○			
		葉山昌男	○			
				梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○			
		堀内利弘	○			
		吉田繁	○			
				吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼追章浩	○			
				松山敏行	×	
	高鷲	奥野晋也	○			副会長
		内本正美	○			
	丹比	小池良夫	○			
		大谷章	○			
			白樫保雄	○		

出席委員 (農業委員 13名) (推進委員 4名)

欠席委員 (農業委員 1名) (推進委員 1名)

農業委員会事務局

金森 淳 白樫明広 篠崎 恵 渡辺正治

案 件

報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 1件

報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 2件

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

---

委 員

---

委 員

---

【開会 13 : 55】

事務局      それでは、みなさんお揃いですので、ただいまより、令和4年第8回の農業委員会総会を開催させていただきます。  
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。  
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長      皆さんこんにちは。毎日暑い日が続いています。雷も急になったりとか、農作業中に大変ですけれども、ごろごろと音が聞こえたら農地から離れるなどしていただいて、安全な所に行っていただきますようお願いいたします。  
コロナの方もかなり大阪で毎日2万人ほど出ておりますけれども、皆さん方も感染にかからないようそれぞれ対策を講じながらよろしく願いいたします。今日は案件そんなに多くございません。スムーズに運営したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。  
それでは局長の方から案件の概要説明よろしく申し上げます。

事務局長      ありがとうございます。  
それでは、令和4年第8回農業委員会総会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。  
初めに、報告第21号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、高鷲地区1件です。  
報告第22号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について高鷲地区2件です。

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
西浦地区1件です。  
次に、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について  
西浦地区1件です。  
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について  
古市地区2件です。  
以上 本日ご審議いただきます案件につきましては  
報告案件が4件、議案案件が3件の合計7件となります。  
なお、本日欠席の委員は、  
西浦地区の 水本副会長 と  
埴生地区の 松山委員 でございます。  
それでは議長、ご審議の程よろしくお願いいたします。

京谷議長 本総会は成立していますこと、先ほど事務局から報告がありました。  
それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を吉田隆美委員さんと植野委員さん  
にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、報告第21号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出  
について事務局から説明をお願いします。

事務局 第4条第1項第8号の届出について、ご説明させていただきます。  
この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出です。  
農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出  
です。  
地図4条届出①をご参照ください。  
地区名は、高鷲地区です。  
対象農地は、島泉9丁目361番2、畑、179㎡  
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様  
転用目的は、長屋住宅 転用済みです。  
現地確認委員さんは、奥野副会長です。  
なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」  
第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、  
本議案の受理については問題ありません。  
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんで  
したので、ご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、報告第22号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第5条第1項第7号の届出について、2件続けてご説明させていただきます。

この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

1件目です。地図5条届出①をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲5丁目368番17、田、169㎡

設定人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様 持分2分の1

●●●●● 様 持分2分の1

被設定人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的 住宅 使用貸借権の設定です。

現地確認委員さんは、奥野副会長です。

2件目です。地図5条届出②をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

申請地は、高鷲1丁目277番1、田、397㎡

高鷲1丁目277番3、田、614㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的 露天駐車場です。

現地確認委員さんは、奥野副会長です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」

第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、

本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから

異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、報告第23号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明させていただきます。  
これは、小作契約を合意による解約をし、農業委員会に通知するものです。  
地図18条通知①をご参照ください。  
地区名は、西浦地区です。  
通知所在地 西浦1282番1、田、159㎡  
貸し手 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様  
借り手 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様  
解約目的 小作人が耕作しないため  
現地確認委員さんは、葉山委員さんです。  
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたのでご報告いたします。  
説明は以上です。よろしく願いいたします。

京谷議長 農地法第18条第6項の規定による通知について  
地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第26号農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。

本件は、農地の所有権移転を行うものです。  
地図の3条許可①をご参照ください  
地区名 西浦地区 申請地 羽曳野市蔵之内789番 ほか1筆  
いずれも 田 合計1,149㎡  
譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様  
譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様  
所有権移転後の耕作面積：2,610㎡となります。  
親子間での贈与となります。  
譲受人の農作業歴は20年、両親と3名で農業をされています。



車場を探していたところ、申請地を選定し、露天駐車場として整備するものです。予定駐車台数は、運送事業用トラック6台となっています。2種農地の代替性の検討です。事業目的の達成に必要な面積を満たす土地は他にも3か所ありますが、立地条件を確認したところ、本件申請地以外では事業目的の達成が困難です。

表面は砕石仕上げとなり、雨水排水につきましては、地元水利組合の管理する水路へ放流することとなり、同意が得られています。

隣接農地所有者からの同意も得られていることから、周辺農地への営農等に支障がないものと考えます。

資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。

続きまして2件目

地図の5条許可②をご参照ください。

地区名は古市地区 申請地 古市1597番 外3筆 地目 いずれも 田  
転用面積 合計 1830平方メートル 譲渡人 ●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 転用目的 露天駐車場

権利の種類は、所有権の移転となります。

農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が四十パーセントを超えているため農地法施行規則 第44条 第2号 に該当し 第3種農地に該当するものと判断いたします。

譲受人は、中古車販売業を営んでおり、事業拡大に伴い、利便性の良い駐車場を探していたところ、申請地を設定し、露天駐車場として整備するものです。

予定駐車台数は、大型バス10台・10tトラック9台となっています。

表面は砕石仕上げとなり、雨水排水につきましては、地元水利組合の管理する水路へ放流することとなり、同意が得られています。

隣接農地所有者からの同意も得られていることから、周辺農地への営農等に支障がないものと考えます。

資金調達についても相応な経費で、自己資金により開発を行います。

説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。

京谷議長 まず、1件目の古市地区の農地法第5条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 先月の28日、現地確認が終わっています。現地は問題ございません。ただ、私の隣の土地なので、申し合わせ事項をこしらえまして、隣も同じように申し合わせ事項を作りまして、運送会社が作物に影響しないように申し合わせ事項を作り、地主さんも運送会社も承諾してもらい許可をすると行くことで何も問題なく終わりました。現地については問題ありません。

- 京谷議長 ありがとうございます。この件につきましては、先月予定案件として上げさせていただいて、近隣との調整を図っていただいたところです。資材置き場とか、駐車場に転用された後、転売されたとかよくあるケースなので、隣接の委員さんが、十分、地主さんと協議され、申し合わせ事項これも一つの農地を守っていくという方法なのかと思いますので、隣接同意は必ずしも必要ではないということなので、申請者と隣接者と十分協議をしていただきたいと思いますところでございます。地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議なし
- 京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
- 他の委員 異議なし
- 京谷議長 異議がないようですので、1件目の古市地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
- 京谷議長 2件目の古市地区の農地法第5条の許可申請について、地元委員さんいかがですか
- 地元委員 これにつきましても先月の28日に地区委員さんと現地確認いたしました。4筆に分かれておりますが、別段以上ありませんでした。草刈りも終わっていてその上に盛り土をして駐車場にすると聞いてますので、問題はありません。異議なし。
- 京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。
- 地区委員 異議なし
- 京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。
- 他の委員 異議なし
- 京谷議長 異議がないようですので、2件目の古市地区の農地法第5条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。
- 京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。【閉会 14:20】